

## 第5章 県の支援策

前章に掲げた目標の達成に向け、「第3次熊本県建設産業振興プラン」における県の支援策として、次のとおり取組めます。

### 「第3次熊本県建設産業振興プラン」に係る施策体系

目標	取組みの方向性	支援策
社会基盤を守り、未来へつなぐ資産を創造する持続可能な建設産業の実現	1 将来の建設産業を支える人材の確保・育成	(1) 働き方改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 工事現場の休日の拡大</li> <li>— 技能労働者の処遇改善</li> <li>— 働き方改革への支援</li> </ul>
		(2) 若年者等人材の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 若手人材の確保</li> <li>— 多様な人材の確保</li> </ul>
		(3) 魅力ある職場づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 就労環境の整備</li> <li>— 職場環境の整備</li> </ul>
		(4) 建設現場の安全対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 安全対策の強化</li> <li>— 労働災害の防止</li> </ul>
		(5) 若手技術者等の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 若手技術者の育成</li> <li>— 若手技能者の育成</li> <li>— その他人材の育成</li> <li>— 研修の場の充実</li> </ul>
		(6) 戦略的広報の展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>— イメージアップの推進</li> </ul>
	2 生産性の向上等による技術と経営に優れた建設産業	(1) 生産性の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>— ICT活用の推進</li> <li>— 適正な工期の設定</li> </ul>
		(2) 県内企業の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 県内企業の受注機会の確保</li> <li>— 専門工事業の適切な活用</li> </ul>
		(3) 技術力の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 建設企業の技術力の評価</li> <li>— 品質に優れた施工の推進</li> <li>— 新技術・新工法の活用</li> <li>— 研修の場の充実</li> </ul>
		(4) 経営の効率化及び経営基盤の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 企業合併等の支援</li> <li>— 経営安定化の支援</li> <li>— 新分野進出等への支援</li> </ul>
		(5) 適正な市場環境づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>— 入札契約制度の改善</li> <li>— 元請・下請関係の適正化</li> <li>— 不良不適格業者の排除</li> <li>— 国・市町村等との連携</li> </ul>
	3 「地域の守り手」として地域に貢献する建設産業	(1) 予算の安定的・継続的な確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 公共事業費の安定的な確保</li> </ul>
		(2) 新たな制度等の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 地域の維持管理の強化</li> <li>— 災害時の対応強化</li> <li>— 「地域の守り手」となる企業の育成</li> </ul>
		(3) 社会貢献の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 新分野進出等への支援</li> <li>— 社会貢献活動への評価</li> <li>— 環境に配慮した社会資本の整備の推進</li> </ul>
		(4) 市町村支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 市町村への支援強化</li> </ul>

## 1 将来の建設産業を支える人材の確保・育成

将来の建設産業を支える優秀な人材を着実に確保・育成していくため、働き方改革をはじめとする担い手の確保・育成につながる魅力ある建設産業の創造に積極的に取り組む建設企業を支援します。

文中の**新**は新規の事業、**拡**は継続事業の拡充、記載なしは継続事業を表します。

### (1) 働き方改革の推進

- ・ 工事現場の休日の拡大
  - **新** 週休2日試行工事の導入
- ・ 技能労働者の処遇改善
  - **新** 建設キャリアアップシステム※16（平成31年度(2019年度)運用開始)の導入による技能労働者の処遇改善や現場管理の効率化、入札制度等への活用
- ・ 働き方改革への支援
  - **新** ウィークリースタンス※17の導入
  - 労働環境等に関する職場内の研修会等への専門家の派遣や、働き方改革等を推進するための経営者等を対象としたセミナーの実施
  - ワーク・ライフ・バランス※18の周知、啓発

### (2) 若年者等人材の確保

- ・ 若手人材の確保
  - **新** 高校3年生、既卒者等を対象に、企業説明会等を行う「建設企業の魅力発見フェア」の開催（平成30年度(2018年度)から実施)
  - 高校在学中に行う2級土木施工管理技士や小型車両系建設機械運転などの各種資格取得の支援
  - 土木・建築系の学科を有する工業高校・農業高校等で学ぶ高校生及びその保護者を対象とした建設業説明会の実施
  - 県内工業系高校に「しごとコーディネーター」を配置し、県内建設企業への就職を支援
  - 新規学卒者等の雇用状況に応じた企業の評価【格付】
- ・ 多様な人材の確保
  - 建設産業で働く女性の交流会や男女共同参画社会づくりに対する企業への評価【格付】など、女性が働きやすい環境づくりの推進
  - 外国人受入れのための相談窓口の設置や企業向けセミナーの開催、マッチングの支援
  - **新** 民間教育機関等と連携し、建設産業への外国人の受入れ態勢を整備
  - 障がい者の雇用状況に応じた企業の評価【格付】

### (3) 魅力ある職場づくりの推進

- ・ 就労環境の整備
  - － 労働災害防止の取組み状況に応じた企業の評価【格付】
  - － **拡** 県発注工事における元請企業及びその下請企業は、社会保険等加入企業※19に限定するとともに、未加入者の建設現場からの排除の推進
- ・ 職場環境の整備
  - － 労働環境等に関する職場内の研修会等への専門家の派遣や、働き方改革等を推進するための経営者等を対象としたセミナーの実施 **再掲**
  - － **拡** 女性や高齢者、外国人など多様な人材に対応した職場環境改善に向けたモデル的な取組みを行う建設企業の支援

### (4) 建設現場の安全対策の強化

- ・ 安全対策の強化
  - － **新** 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（職人基本法）に基づく計画の策定及び安全対策等の推進
- ・ 労働災害の防止
  - － 事故防止講習会の実施
  - － 労働災害防止の取組み状況に応じた企業の評価【格付】 **再掲**

### (5) 若手技術者等の育成

- ・ 若手技術者の育成
  - － **拡** 若手による施工管理技士や技能士などの資格取得の支援
  - － 若手技術者を追加配置した場合の企業の評価【総合評価】
  - － 若手建設技術者の優良工事表彰の実施
  - － 県若手職員と現場技術者との意見交換の実施
- ・ 若手技能者の育成
  - － 技能検定制度による技能士の育成
  - － 若手による施工管理技士や技能士などの資格取得の支援 **再掲**
  - － 県立高等技術専門校による技能者の育成
  - － 認定職業訓練の実施等に係る支援
  - － 登録基幹技能者配置に係る企業の評価【総合評価】
  - － 優秀な技能者や認定職業訓練関係功労者、技能尊重の推進等に著しい功績が認められる企業・団体などの表彰の実施
  - － 県外技能競技大会への出場や技能検定講習会の実施に対する支援
- ・ その他人材の育成
  - － 優良工事表彰受賞者に対する評価や継続学習制度等の受講状況に応じた評価【格付・総合評価】
  - － 新事業を展開する原動力となる次世代経営者・幹部候補者の育成

- ・研修の場の充実
  - －**新** 業界団体のニーズを踏まえた建設産業における人材研修の在り方の調査・検討
  - －**拡** (一財) 熊本県建設技術センターによる若手技術者等育成のための研修の充実
  - －**新** 技能士の育成を図る(仮称)技能振興センター(技能検定試験会場等)の整備に向けた検討

## (6) 戦略的広報の展開

- ・イメージアップの推進
  - －業界団体や教育機関と連携し、建設産業の魅力や役割、地域貢献などを発信し、若者の建設産業への新規就業を促すイメージアップ戦略の実施
  - －卓越した技能の魅力発信や熟練技能者によるものづくり体験を行う「技能フェア」の開催
  - －県内建設産業の重要性や技術力の高さを発信する現場見学会の開催

## 2 生産性の向上等による技術と経営に優れた建設産業

低コストで良質な社会資本を提供できる技術と経営に優れた建設産業の育成を図るため、生産性の向上などによる技術力及び経営力を強化するための取組みなどを自ら積極的に行う建設企業を支援します。

### (1) 生産性の向上

- ・ ICT活用の推進
  - － **新** ICT活用工事の導入
- ・ 適正な工期の設定
  - － **拡** 債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底など予算執行上の工夫を行い、発注や施工時期の平準化の推進

### (2) 県内企業の育成

- ・ 県内企業の受注機会の確保
  - － 県内企業で施工が可能なものは県内企業への発注に努めるとともに、国等の発注機関に対しても県内企業の活用について要請
- ・ 専門工事業の適切な活用
  - － 工事の種類、規模、重要度や特殊性及び発注の効率性等を考慮しながら、できる限り専門工事を分離発注するなど専門工事業の育成
  - － 専門工事の完成工事高等に応じた企業の評価【格付】

### (3) 技術力の向上

- ・ 建設企業の技術力の評価
  - － 県発注工事の工事成績等の適正な評価や優良工事表彰等の実施【格付・総合評価】
  - － VE※20 提案の推進【格付】
  - － ランク下位の業者が新たな技術の習得や経営の拡大にチャレンジできる入札契約制度の実施
- ・ 品質に優れた施工の推進
  - － 発注者、受注者、設計者の三者が工事着手前に打ち合わせする「三者協議」や、現場からの質疑等に24時間以内に対応する「ワンデーレスポンス」の推進
  - － 県発注工事の工事成績等の適正な評価や優良工事表彰等の実施【格付・総合評価】 **再掲**
- ・ 新技術・新工法の活用
  - － **拡** 新技術や新工法に向けた取組みやICT技術の活用など生産性向上に向けた取組みに対する支援
  - － 新事業を展開する原動力となる次世代経営者・幹部候補者の育成 **再掲**
- ・ 研修の場の充実
  - － **新** 業界団体のニーズを踏まえた建設産業における人材研修の在り方の調査・検討 **再掲**

- － **拡** (一財) 熊本県建設技術センターによる若手技術者等育成のための研修の充実 **再掲**
- － **新** 技能士の育成を図る(仮称)技能振興センター(技能検定試験会場等)の整備に向けた検討 **再掲**

#### (4) 経営の効率化及び経営基盤の強化

- ・ 企業合併等の支援
  - － 合併特例措置による企業合併等の継続的な支援
  - － **新** 継続的な協業関係である共同企業体(経常建設JV)の普及促進
- ・ 経営安定化の支援
  - － 熊本県よろず支援拠点(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)を活用した経営相談の実施
  - － 県工事の発注見通しの定期的な公表
  - － **新** 格付における残留措置制度の導入
  - － 建設業者の経営の安定や強化等に必要な事業資金について、国や県の各種制度の活用を図るなど資金調達の円滑化の推進
- ・ 新分野進出等への支援
  - － 農業参入や林建連携※21など経営の多角化のため、新分野進出に取り組む建設業者の支援
  - － 県内商工団体や民間企業と連携し、災害等が発生しても事業が継続できるよう、建設企業も含む県内中小企業に対するBCP(事業継続計画)※22策定支援を実施

#### (5) 適正な市場環境づくり

- ・ 入札契約制度の改善
  - － 総合評価落札方式の施行を継続し、問題点や制度の課題等を検証しながら、技術力・経営力に優れた企業が成長できる競争環境の整備【総合評価】
  - － 建設業者が適正な利潤を確保できるよう、予定価格の適切な設定、歩切りの根絶、適正な最低制限価格の設定など、市町村へのダンピング対策の働きかけの実施
  - － **新** 迅速な請負代金の支払いや技術者の効率的な配置のため、工事成績評定通知を行う仕組みの検討
  - － 入札契約情報の公開及び入札監視委員会の開催
- ・ 元請・下請関係の適正化
  - － 適正な元請下請関係が構築され、下請工事でも利益が確保できるよう標準見積書の活用促進や下請報告書、現場立入での適正な元請下請関係の徹底
- ・ 不良不適格業者の排除
  - － 不良不適格業者の排除の徹底を図るため、営業所や工事現場の立入調査を実施するとともに、監督処分基準や指名停止措置基準に基づき、不正行為者に対しては、厳正に対処
  - － 県警察本部と連携し、熊本県暴力団排除条例等に基づく取組みの推進

・国・市町村等との連携

- **拡** 公共工事契約連絡協議会や九州ブロック発注者協議会等を通じて、国・市町村等の公共工事発注機関相互の連携を図りながら、透明で公正な市場環境づくりの推進

### 3 「地域の守り手」として地域に貢献する建設産業

地域に根差した産業として、今後も「地域の守り手」として地域インフラの維持管理や災害発生時の対応、他産業と連携した地域の活性化に貢献する建設産業を育成するため、地域力の強化に積極的に取り組む建設企業を支援します。

#### (1) 予算の安定的・継続的な確保

- ・公共事業費の安定的な確保

- 一 県予算における公共投資予算の確保とともに、国等に対しても、地域の社会資本の整備、防災・減災対策、老朽化対策を着実に推進できるよう各種要望活動を通じ公共投資予算の安定的・継続的確保を要望

#### (2) 新たな制度等の構築

- ・地域の維持管理の強化

- 一 **新** 地域維持型 J V 等の導入など地域に応じた体制の検討など

- 一 **新** 経営事項審査制度の改正を踏まえた維持修繕業務委託や除雪・凍結防止作業委託の実績の評価の検討

- ・災害時の対応強化

- 一 **新** 災害時の入札契約制度を含む初動体制の整備

- 一 災害協定締結の状況に応じた評価【格付・総合評価】

- ・「地域の守り手」となる企業の育成

- 一 県内商工団体や民間企業と連携し、災害等が発生しても事業が継続できるよう、建設企業も含む県内中小企業に対する B C P（事業継続計画）策定支援を実施 **再掲**

- 一 工事の種類、規模、重要度や特殊性及び発注の効率性等を考慮しながら、できる限り専門工事を分離発注するなど専門工事業の育成 **再掲**

- 一 専門工事の完成工事高等に応じた企業の評価【格付】 **再掲**

#### (3) 社会貢献の推進

- ・新分野進出等への支援

- 一 農業参入や林建連携など経営の多角化のため、新分野進出に取り組む建設企業の支援 **再掲**

- ・社会貢献活動への評価

- 一 格付での消防団活動や保護観察者の協力雇用主、総合評価落札方式でのロードグリーンボランティアなど、建設企業の社会貢献活動の評価【格付・総合評価】

- ・環境に配慮した社会資本の整備の推進

- 一 循環型社会や低炭素型の社会の実現に向けて、環境・景観・緑地等に配慮した工法を積極的に活用した社会資本整備を推進

- 一 **新** 熊本県リサイクル製品認証制度により認証された製品の普及促進



#### (4) 市町村支援

・市町村への支援強化

- － **拡** 公共工事契約連絡協議会や九州ブロック発注者協議会等を通じて、国・市町村等の公共工事発注機関相互の連携を図りながら、透明で公正な市場環境づくりを推進 **再掲**
- － 建設業者が適正な利潤を確保できるよう、予定価格の適切な設定、歩切りの根絶、適正な最低制限価格の設定など、市町村へのダンピング対策の働きかけの実施 **再掲**
- － **拡** 債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底など、発注や施工時期の平準化について市町村への働きかけの実施 **再掲**
- － 市町村の電子入札システム等の導入促進